

自動車等の運転者改善対策の一環としての運転適性検査業務を効率的に推進するため、運転適性検査実施要領を次のように定め、昭和43年2月20日から実施することとしたので、これが運用に遺憾のないようにされたい。

記

## 第1 趣旨

この要領は、交通事故の潜在的原因となる心理的、性格的欠陥を有する自動車又は一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転者を発見し、これに対して指導矯正を行う等必要な措置を講ずるために行う運転適性検査（以下「適性検査」という。）を、適正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 対象者

適性検査は、次のそれぞれに掲げる者について行うものとする。

- (1) 運転適性について相談のあった者
- (2) 自動車等の運転免許の保留、運転免許の効力の停止又は自動車等の運転禁止（以下「免許の保留等」という。）の処分を受けた運転者で、運転免許課長（以下「免許課長」という。）が必要と認める者
- (3) その他免許課長が必要と認める者

## 第3 相談の受理等

- 1 免許課長は、運転適性の相談があったときは、当該相談をした者（以下「相談者」という。）が運転者の雇用者等である場合にあつては交通部長が定める様式の運転適性検査依頼書（雇用者等用）を、運転者本人である場合にあつては交通部長が定める様式の運転適性検査依頼書（個人用）を提出させるものとする。
- 2 警察署長は、運転適性の相談があったときは、あらかじめ、検査の日時、場所、人員等について免許課長と協議した上、当該相談者から運転適性検査依頼書（雇用者等用）又は運転適性検査依頼書（個人用）の提出を受け、免許課長あてに送付するものとする。

## 第4 実施

- 1 適性検査は、免許課長が、前記第2のそれぞれに掲げる者について、運転適性検査所（兵庫県自動車運転免許試験場内）又は免許課長が定める場所において実施するものとする。
- 2 適性検査は、ペーパーテスト（科学警察研究所編「運転適性検査」）又はペーパーテストと機械検査（重複作業反応検査器等の機械を使用する検査）を併用する方法により行うものとする。
- 3 適性検査を実施したときは、受検者ごとに交通部長が定める様式の運転適性診断票を作成するものとする。

## 第5 結果の処理

- 1 第2の(1)に掲げる者に対する適性検査の結果については、交通部長が定める様式の運転適性検査結果通知書により、運転適性診断票及び運転適性に関するその他の資料を当該相談者に交付するとともに、安全運転管理について必要な指導助言を行うものとする。
- 2 第2の(2)及び(3)に掲げる者に対する適性検査の結果については、受検者に対し、運転適性診断票を交付するとともに、自動車等の運転に関し、必要な指導を行うものとする。

## 第6 留意事項

- 1 適性検査の結果については、自動車等の運転に関し心理的、性格的欠陥のある運転者の教育その他安全運転管理上の基礎資料とするとともに、適性検査を受けた者が起こす交通事故について追跡調査を行う等により継続的な運転者改善対策上の資料として活用するように努めること。
- 2 適性検査業務に携わる者は、適性検査の結果が運転者の処遇に重大な影響をもつことを自覚し、正確な検査を行うことに努めるとともに、みだりに適性検査の結果を関係者以外の者に漏らす等のことのないようにすること。